

令和4年3月30日

介護サービス事業所 管理者 様

川口市福祉部介護保険課長  
(公 印 省 略)

在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点について (通知)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点については、介護保険最新情報VOL. 919において示されておりますが、短期入所生活介護や通所介護等の介護サービスを利用中に感染し、自宅療養を余儀なくされた要介護高齢者につきましても同様の対応となります。

つきましては、下記の参考資料を参照の上、適切な対応をお願いします。

記

【参考資料】

介護保険最新情報VOL. 919『令和3年2月5日事務連絡「病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点について」』

■担当

川口市福祉部介護保険課事業者係

TEL : 048-259-7293 (直通)

FAX : 048-258-7493

MAIL : 087.04030@city.kawaguchi.saitama.jp

## 【参考資料抜粋】

### 2. 居宅介護支援事業所等及び訪問系の介護サービス事業所における取組

○ 病床ひっ迫時には、在宅の要介護高齢者が感染した場合についても、やむを得ず自宅療養となる場合が想定される。

○ 自宅療養にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第4版）（令和2年8月7日改訂）」等を踏まえ都道府県等においてフォローアップ等がなされるが、当該要介護高齢者については、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター（以下、「居宅介護支援事業所等」という。）が、必要に応じて保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保すること。その際、保健所とよく相談した上で、訪問系の介護サービスの必要性を再度検討する。

### <具体的な対応>

① 訪問系の介護サービスの必要性を検討の結果、サービスを提供することとなる場合には、訪問系の介護サービス事業所は、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2）（一部改正）」における、別紙「社会福祉施設等（居宅を訪問して行うサービス）における感染防止に向けた対応について」の2.（4）②を参考にしつつ、特に、以下のような点について留意すること。

- ・ サービスの提供に当たっては、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底すること。具体的には、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

- ・ 感染している利用者に直接接触する場合または患者の排泄物を処理する場合等は、サージカルマスク、眼の防護具、長袖ガウン、手袋を着用すること。

- ・ 自宅療養中においては、都道府県等が毎日健康状態のフォローアップを行うが、サービス提供中に状態の変化等がみられた場合は、事業所は速やかに都道府県等の担当職員に連絡すること。なお、居宅介護支援事業所等においても、同様の対応をとること。

② また、療養上の必要性の観点から、主治の医師の指示の下に、訪問看護を利用することや、訪問系の介護サービス事業所が、必要に応じて、居宅介護支援事業所等と連携しながら、看護師等の専門職の同行訪問による支援を受けること等が考えられる。具体的には、

- i 近隣の医療機関・訪問看護ステーションからの派遣を検討し、
- ii iが困難な場合には、都道府県の介護保険部局と衛生部局が連携の上、都道府県看護協会及び都道府県訪問看護連絡協議会に相談し、調整を行うこと。

③ 訪問系の介護サービス事業所の体制等によっては自ら適切なサービスを提供することが困難な場合も考えられるが、その場合であっても、保健所、居宅介護支援事業所等や、必要に応じて、市町村や都道府県にも相談し、当該利用者に必要な介護サービスが提供されるようにすること。

# 在宅要介護者の介護サービス確保に関する対応

1

## 基本的な考え方

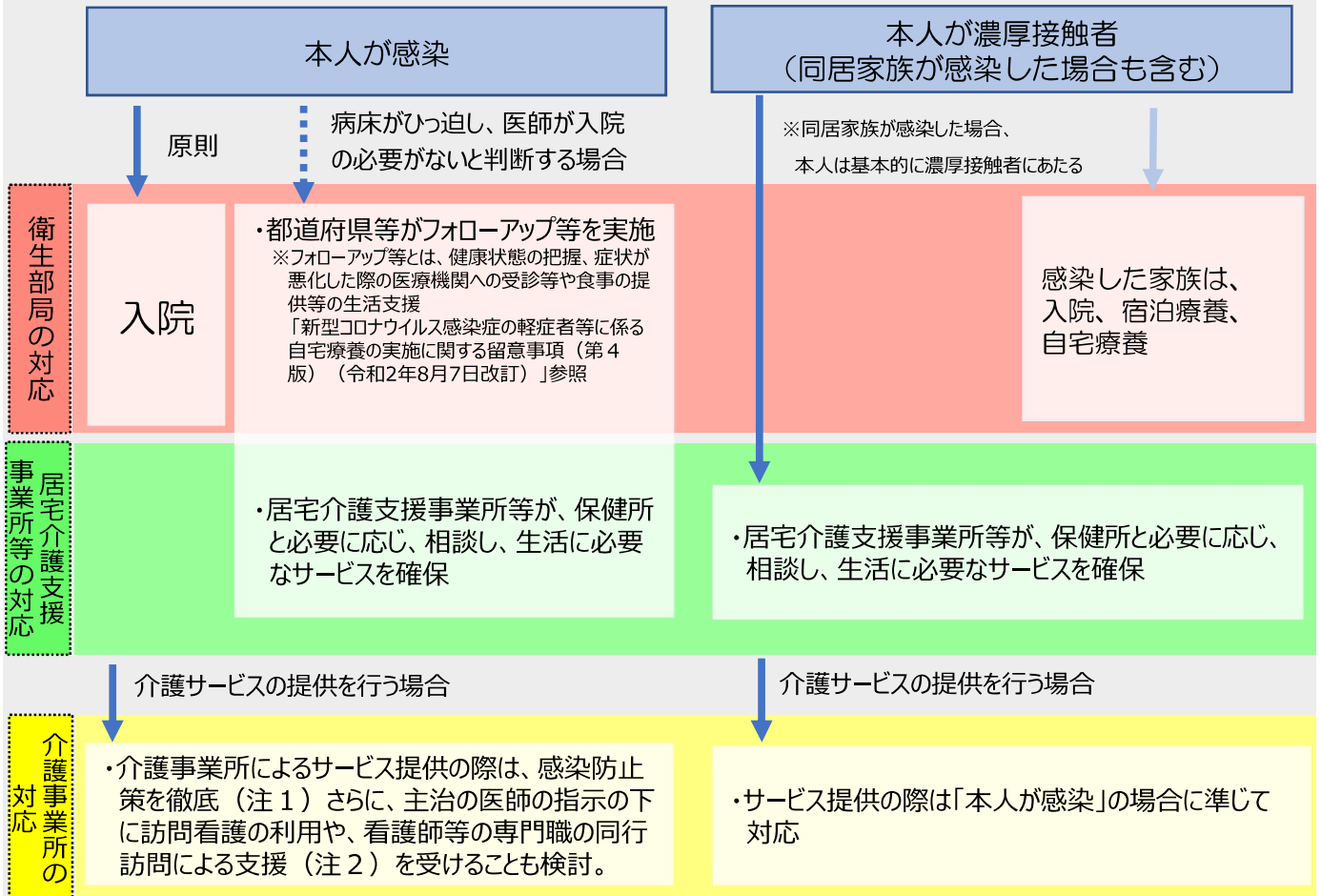
※在宅要介護者には要支援者も含む

※居宅介護支援事業所等…居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター

- 介護サービスは在宅要介護者やその家族の生活に欠かせないものであり、介護サービスを含め、必要な支援が確保されるよう、居宅介護支援事業所等や自治体が連携の上、調整することが重要です。

2

## ケース別対応方法



注1 （別紙）参照。なお、事業所の体制によっては、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合もあるが、その場合であっても、保健所、居宅介護支援事業所等や、必要に応じ、市町村や都道府県にも相談し、必要な介護サービスを確保する

注2 具体的には、近隣の医療機関・訪問看護STからの派遣を検討し、調整が困難な場合には、都道府県が、都道府県看護協会及び都道府県訪問看護連絡協議会に相談し調整する。

注3 感染が疑われる利用者（※）については、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等の指示に従い、対応する。（濃厚接触者は上記のとおり）

※社会福祉施設等の利用者等であって、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある者、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある者、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者

参考

## 補正予算等による介護サービス事業所に対する支援策

- 令和2年度第1次補正予算「介護サービス継続支援事業」において、感染者・濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所にかかり増し経費を支援しており、（割増）賃金・手当の支給を含めて、柔軟に対応可能。
- また、看護師等の専門職の同行訪問による支援を受けた場合の謝金等の支払いについて、前述の「介護サービス継続支援事業」のほか、「地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）」、「地域支援事業」が活用可能
- このほか、令和2年度第2次補正予算「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）」において、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費（全ての介護サービス事業所・施設）について、支援。